

## 富山水素エネルギー導入促進協議会 運営規約

### 第1条（設置目的）

水素を新たなエネルギーとして活用するインフラ整備「水素インフラ」への期待が高まる中、富山における「水素供給体制の構築」や「燃料電池自動車の普及」を目的に意見交換や課題検討等を行う機関として、「富山水素エネルギー導入促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### 第2条（所掌事項）

協議会は、次の事項について、意見交換や課題検討等を行うものとする。

- （1）水素エネルギーの導入・普及計画に関すること
- （2）水素供給体制の構築に関すること
- （3）燃料電池自動車の普及に関すること
- （4）その他水素エネルギーの導入促進に関すること

### 第3条（協議会の構成）

協議会は、正会員およびオブザーバー会員（以下、正会員およびオブザーバー会員を総称して「会員」という。）によって構成するものとし、会員は主に富山県内に事業所のある企業、行政機関、教育機関、および団体等とする。

- （1）正会員  
本協議会の趣旨、目的に賛同して入会した企業・団体。
- （2）オブザーバー会員  
会長、副会長または幹事会社によって入会を認められた団体。ただし、オブザーバー会員は会議における議決権を有しないものとする。

### 第4条（協議会の運営）

協議会の運営にあたり、会員の中から互選により次の各号に掲げる者を選出する。

- （1）会 長（1 名） 協議会を代表して、協議会の業務全般を統括する。
- （2）副会長（若干名） 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- （3）幹事会社（数社） 協議会の業務全般の運営にあたる。
- （4）会長、副会長および幹事会社の任期は1年とし、再選を妨げない

2 会長は、年2回程度の会議を招集し、会議における議長を任命できる。

### 第5条（入会手続き）

協議会への入会手続き等は別に定める。

### 第6条（事務局）

協議会の事務局は、幹事会社が兼務するものとし、主に富山市内におく。

### 第7条（事業年度）

協議会は1月1日から12月31日までを事業年度とし、平成28年1月1日を事業開始日とする。

### 第8条（規約の改廃）

本規約を改廃しようとする場合は、正会員の過半数の同意を得るものとする。

### 第9条（雑則）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義を生じた場合は幹事会社の協議によって決定するものとする。

以上